

個別対話の概要（第 1 回：令和 7 年10月20日実施）

	資料名	ページ	項目	質問内容	回答
1	応募要項	4	7 個別対話	個別対話の回数に制限はないと考えていいですか。	可能な限り、個別対話の申込に対応したいと考えていることから、対話回数の上限は設けていません。
2	要求水準書	14	2 敷地に関する基本要件 (1) 敷地の利用計画	事業費が厳しい中で、大きく床面積を削らないと提案することが難しいと考えますが、仕様の変更についてどこまで柔軟に対応してもらえるのか確認させてください。	要求水準書で示す仕様については、全国各地のホール施設で聞き取りした結果も踏まえ、装飾的な要素を落とした上で、機能的なホールを実現させるために必要な内容としています。 また、延べ面積については、調査モデルプランを参考にし、上限の目安を示しており、仕様を満たす場合は、大幅に縮減する提案をすることは妨げないものとします。 なお、コストを落とすことのみを目的として、仕様そのものを削ることは見込んでいませんが、「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」に記載する内容と齟齬がない範囲内で、施設機能の向上等につながる提案や、維持管理・施設運営等の視点を踏まえた施設の最適化に資する提案をすることができるものとします。
3	要求水準書	14	2 敷地に関する基本要件 (1) 敷地の利用計画	床面積の削減を検討する中で、例えば、奈落をなくして、備品庫として利用することは可能でしょうか。	「藍場浜公園西エリアにおける新ホール早期整備プラン」における「第 5 施設整備計画」の「2 施設の構成（エリア）と機能」、「3 各種設備」、「4 施設整備における留意事項」等に記載する内容と齟齬がない範囲内で提案をすることができるものとします。 なお、奈落（主舞台下）の空間について、関連する機能を確保できる場合などは、大道具庫や、備品庫の一部として活用する提案をすることは妨げません。

※上記の他に質問があった項目については、後日、ホームページで県の回答を公開する予定です。